

## 社会統制論の成立について

北 川 紀 男

### (I)

人類の社会的活動は、さまざまな行動様式からなる相互作用である。かつ諸行動様式は個人・集団・全体社会の各レベルで統合されているのが原則で、そこに認められるのは齊一的な行動様式である。しかし、このような行動様式のすべてが社会的要因だけで決定されるのではない<sup>1)</sup>。地理的条件や気候条件など人類の生活環境を規定する多種多様の自然的要因も作用している。また、社会を担う現実の人間を眺めた場合、生物界のなかでホモ・サピエンス (homo sapiens. 知識ある人) と呼ばれながらも決して完全な理性的存在ではなく、没合理的な情動的側面を有すると共に、動物としてのフィジカルな要因によっても規定されていることを忘れてはならない。人類は理性的・情動的・肉体的存在であって、この存在を推持すべき基礎的欲求が社会の統合原理の根底に流れている。社会生活あるいは集団生活は人類以外の生物にも広く認められる現象であるが、人類のレベルでは、そのスタビリティとフレキシビリティとのバランスがとれているという点で他と識別される。ある動物では集団活動が一時的で不安定であり、他の動物たとえば蟻・蜂・猿・類人猿などでは安定し持続的ではあるが、厳格でフレキシビリティに欠けている。人類だけが持続的な組織的協同の利益を享受し、また同時に発展創造の契機を有するのである。

人類の社会生活におけるこのスタビリティとフレキシビリティとのバランスを可能にする社会的メカニズムが社会統制の体系である。この社会統制の基礎は、前述のごとく、個人の心理・生物学的要件とその所属する社会構造にある。ここで暫定的に、社会統制論は人間の行動を規制する社

会的メカニズムを総合的に研究する領域であるといっておこう。この研究領域が主張されるに至ったのはようやく19世紀末から20世紀初頭にかけてのことであるが、今日では「社会統制の研究はまさに20世紀社会学の特色である」<sup>2)</sup> (G. ギュルヴィッチ) とまでいわれている。ところで、社会が静的・伝統的で、人々が社会の存在を無過誤な神の摂理によるものと考えたり、社会に対する人々の態度が受動的な場合には、この種の研究が芽ばえる余地はなかった。しかし、19世紀以降は人類史上にその例をみない激しい社会変動の時代であり、人々はその変動の過程と方向に多大の関心を抱くに至った。このような社会的背景が社会統制論成立の基盤にあり、その発展の原動力となったのである。激しい社会変動の渦中において人間の意思を有効に参与せしめるために、人間行動を規制する複雑な社会的メカニズムを科学的に認識しようとする企図が起ったのである。このことは、社会統制論をはじめて提唱したロス (E. A. Ross) が社会改革に関心を寄せ、ポピュリスト運動 (Populist Movement) に参加していたことから察せられる<sup>3)</sup>。しかしながら、社会統制論自体に社会改革的な意図が介入することには問題がある。つまり、社会統制論において事実判断と価値評価の問題をいかに扱うかであるが、このことは本論を進めてゆくなかで明らかにされるはずである。

ここで、以下の考察を進めるに先立って本稿の意図を明らかにしておきたい。もとよりこの論文で社会統制論のすべてを論ずることはできない。本稿では、学説史を辿ることによって社会統制の概念を明らかにし、この問題への諸アプローチを整理して、社会統制の分析図式構築の序章としたい。また、「如何なる規模であれ激しい社会的変化が起る度毎に、社会学は跳躍する。あるいは少

くとも変動する<sup>14)</sup>とはギュルヴィッチ (G. Gurvitch) のことばであるが、大衆社会あるいは情報社会の色採を濃くしつつある現在、この種の考察の意義も認められよう。

## (II)

社会統制に関する体系的な社会学的研究は70年ほど前に始ったばかりで、「社会統制」(social control) という用語の採用も学説史上一般には今世紀初頭のロスに求められている。しかし、人類の社会生活が人類の歴史と共に古いことを考えれば、その行動を規制する社会的メカニズムとしての社会統制はそのはじめから認められ、またそれに関する観念も古くから存在していたはずである。そこで、いわゆる社会統制論に入る前に、古くから行われていた人間行動の規制についての諸説を整理・検討しておきたい。というのは、かくすることによって社会統制論の性格がより明確になると考えるからである。しかし、ここでは中世以降の諸説を概観するにとどめざるをえない。

周知のごとく、中世ヨーロッパはキリスト教神学思想が風靡した時代である。神学者たちは神と神の意思の唯一の代表者である聖職者が人々の行動を規定するとし、神の意思は包括的かつ絶対的であり、教会が神の命により神意を確認する力を保有すると主張した。つまり、社会の存在および人々の行動を律する根源を全能の神ないしはその意思を代表する聖職者と教会に求めたのである。ところが、教会権力に対する世俗権力の増大に伴い、ついには人間の現世の行動については、神はその決定の責任を国王に委譲したという王権神授説の出現をみたのである。ここでは臣民の日常行動を決定する権威を王とその従臣の神聖な権利とみた。そして、この権威はもともと神聖不可侵な神意に発するものであるから、王は理論上無過誤であるとして絶対視されたのである。周知のごとく、この王権神授説は絶対君主制合理化のためのイデオロギーであり、そこには近代への胎動が認められるが、なお多分に中世神学思想の残滓を留めている。この意味で、王権神授説は中世の神聖かつ絶対的な神を俗界の絶対者に代置したにすぎないのである。従って、神学思想と王権神授説はいづれも、人間行動決定の源泉を神あるいは国王

という絶対的存在に求め、そこには人間の意思の介入する余地はなく、社会の存立および人間行動についての科学的認識が芽ばえる基盤は欠如していたのである。

しかし、都市ないしは都市国家を中心にブルジョアジーの勢力が徐々に確立され絶対君主に対抗してゆくなかで、絶対主義国家の御用学説たる王権神授説やその背後にある神学思想にとって代る新しい理論が提示された。例えば自然法思想に立脚する社会契約説がそうである。この理論は、ホッブズ (T. Hobbes)、ロック (J. Locke)、ルソー (J. J. Rousseau) 等その論者の立脚する政治的立場の差異により実質的内容を異にするが、概括的にいって、独立自主的な個人を前提に、平等な諸個人の自由意思に基づく契約によって市民社会の成立を説明した。換言すれば、社会契約説は、自然法的合理主義に基づく個人主義的民主主義の原理を基として個人の自律性を主張し、統制の主体を個人の側に求める立場である。ここで初めて、人間は神から解放される契機を与えられたのである。ブリックマン (C. Brinkmann) はこの社会契約説に社会学の起源を見出すのであるが<sup>15)</sup>、ラピエ (R. T. Lapiere) もこれを高く評価し、「現代の社会統制研究の萌芽となった」と述べ、さらに「社会契約説から生まれ、科学的方法の適用によって社会統制の一般理論を培った小さな真理の種から、その後の社会行動に関する新しい理論が芽ばえた」<sup>16)</sup> ことを指摘している。しかし、ゾンバルト (W. Sombart) の指摘<sup>17)</sup>を俟つまでもなく、社会契約説は、中世神学思想や王権神授説とは根本的にその志向を異にするとはいえ、ある本質的な点において類似するところがある。すなわち、後者が神という超経験的存在を考えるとすれば、前者は理性という超経験的存在を考えて、人間の結合や拘束を説明しようとする点である。この意味で、社会契約説の論者も超経験的・超個人的・超歴史的な立場をとるものであって、そこには人間行動についての経験科学的アプローチは望むべくもなかった。

ついで、同じくブルジョアジー勢力の台頭を背景に提示された自由放任主義の理論がある。この理論が社会統制研究の観点から注目されるのは、社会の個々の成員を自律的存在とし、各人が完全

に自由に合理的方法で自からの個人的利益を追求するところに行動の原理を求めている点である。つまり、人間をホモ・エコノミクス (homo economicus) と規定し、人間行動決定の要因として経済的欲求を指摘した点は評価されてよい。しかし、この経済的側面の過度の重視は人間を常に物質的富を追求する複雑な打算器とみることになり、行動の決定に参与する他の多くの社会・心理的要因を看過せしめる結果を招いた。この点から、ラビアは、自由放任主義の経済学説は社会統制の社会学的研究を遅らせたのだと酷評している<sup>82</sup>。

以上は、中世の神の支配からの解放、絶対権の存在の否定へという社会思想の一つの流れに沿って諸説を概観したものである。しかし、他方では近代になっても人間社会の説明に絶対権を想定する理論があった。例えば、ヘーゲル (G. W. Hegel) の国家論にそれが瞥見される。ヘーゲルにおいては、国家が他のすべての社会組織に根本的に優先し、すべての事象は国家に服従すべきものとされた。勿論この主張の背景には、19世紀初頭のドイツ国民の政治的非統一性や産業化の後進性からドイツ国民自身による帝国の実現が熱望されていたという事情があった。従って、また強国になるためには、国家は市民に絶対的服従を要求して、その絶対権を確保しなければならないと説いたのである。しかし、彼が国家ないしはその指導者に認めた絶対権は、王権神授説の志向するところとは根本的に異なり、神ではなく市民から由来するとした。つまり、ヘーゲルは、人間を生れながらにして自由な存在とみるが、人間が個々の意思を完全に遂行するためには、権威の分割は紛争と不決断の原因となるおそれがあるから、市民は共同して国家を形成し、その意思を総合して国家指導者に具現しなければならないとしたのである。この国家論がプロイセン国家の御用学説となり、ひいてはナチスドイツにおけるヒトラー (A. Hitler) の独裁を正当化するための理論的基盤として利用されたことは周知のとおりである。

なお、近代における資本主義社会の成長に伴い、そこに生起するさまざまな矛盾・弊害を超克しようとするユートピア的理論あるいはつぎに来たるべき社会を目論む計画化社会の理論が提示され、

それぞれに重要な問題を含んではいるが、ここでは指摘するにとどめる。

以上は、社会統制論成立以前の諸理論を社会思想史を中心に概観したものである。われわれの観点からみて、ここには二つの共通点が認められる。その一は、社会統制の作用源もしくは主体をある特定の一元的な要因に求め、それが人間行動のすべての側面を統制するという見解である。この意味で、これらの理論は一元的統制論もしくは社会統制決定論といえよう。従って、後述のごとく社会統制の体系が多元的なものであることを考えれば、その実態を把握するにはほど遠いものといわなければならない。ちなみに神学思想や王権神授説を上からの統制論とすれば、社会契約説や自由放任主義理論は下からの統制論といえる。またヘーゲルの国家論は下からの統制論を目論みながら現実には上からの統制論になったのである。第二の共通点は、そのおのおのがその時代の支配的な政治あるいは経済体制に即応し、それを支える理論であったことである。ここでは事実判断と価値評価が癒着しており、社会統制の体系を科学的に認識する観点から大いに論議の余地がある。

これまでの考察から、概括的にいって、人間行動の考え方に一つの流れのあることがわかる。すなわち、神の摂理を説く神学あるいは社会実在論的・全体主義的理論による行動の説明から、社会存在の主体としての人間を重視する社会名目論的見解への推移である。この傾向に伴って、社会を構成する最小単位としての人間にさまざまな科学的アプローチが向けられたのもまた当然のことであろう。ここでは、そのうち社会統制論とりわけその初期に多大の影響を与えることになった心理学ないし社会心理学の一端——本能論と精神分析学——をみておきたい。

本能論的行動論は、社会心理学の創始者とされているマックドゥーガル (W. McDougall) の『社会心理学概論』(1908) に端的に表わされている<sup>83</sup>。本能論的な心理学や社会心理学においては、人間行動は生物学的に決定された衝動の直接的・無限定な表現と考えられた。換言すれば、知覚や記憶、有機体の行動さらには多様な社会的現象もすべて先天的運動傾向 (conation) であって、本能およびそれに伴う情緒から理解されねばならぬとした

のである。彼が社会的本能として挙げているのは、逃走・反撥・好奇・闘争・自己卑下・自己主張・親性・生殖・群居・獲得・建設の11である。この種の本能論は、今日では古典的意義を認められているにすぎないが、後述のごとく初期の社会統制論者（例えば E. A. ロス）に大きな影響を及ぼしたのである。

一方、フロイト (S. Freud) に代表される精神分析学は、ヒステリーおよび神経症の分析を通じて、人間行動を理解する上で意識下にある欲動（本能）あるいはリビド (libido) の重要性を説いた。ここで精神分析を詳述する暇はないが、社会統制論の観点から問題になるのは、リビドと社会構造とを対立関係にあるとしたことである。つまり、個人の有するリビドの自由な表現が社会構造によって妨げられているとし、ここにさまざまな神経症の原因を求めたのである。また、症病の治療という趣意からではあるが、リビドの自由な表現を擁護し、個人の側に責任のないことを主張しようとした。このことが、その後、人間性の正常な発現を妨げるような社会的規制から人間を解放するための有力な理論的武器になったことは確かである。しかし、「人間」ということばが示しているように、人間あるいはその文化の特徴が人と人との間の相互作用のプロセスを抜きにしてはありえないことを思えば、個人の有する欲動のすべてを正当化することは誤である。この限りでは、人間個人の有する欲動のなかには明らかに反社会的なものも存在する。従って、生物学的次元に属するリビドすべての解放を正当化することは、かえって人間が主体的存在であることを否定し他律的存在とし、人類文化存立の基盤を危くするものといわねばならない。

この本能論的な心理学や精神分析学は、その批判はともあれ、人間が動物として有する生物学的次元の行動や個として有する心的メカニズムの規制に目を向けさせたことは、学説史上高く評価されてよい。しかし、人間の行動はこのような生物・心理的次元の行動に尽きるものではなく、人間と他の動物とを区別する多くの特徴が人間固有の社会・文化的次元の行動にあることを思えば、これらの理論も人間行動の一面を考察したにどどまるものである。この意味で、これも行動の決定を

個人的要因のみに求める一元的統制論といわざるをえない。

かく、いわゆる社会統制論が展開される以前から、視点はさまざまであるが統制の要因としての宗教、政治、経済あるいは本能や心的メカニズムが論じられていたことがわかる。勿論これらが統制の要因のすべてではないし、その妥当性にも問題を残すが、ここで重要なのは諸理論が各要因を一元的なものとする社会統制決定論だったことである。巻頭でも触れておいたように、人間行動は決して一次的なものではなく、少なくとも生物学的次元・心理的次元・社会文化的次元を前提にしなければならない。また社会・文化的次元にかぎってみても、人々は多種多様な集団や文化に同時に所属し統制を受け、しかもこれらの集団や文化は調和的な関係にあるとはかぎらず、対立・闘争の関係にあることも少なくない。社会統制の実態は決して一元的な要因で説明されるものではないので、多元的な社会統制論の必要性がここに主張される所以である。

### (III)

「社会統制」という概念の不明確さは、はやくから多くの研究者の指摘するところである。社会統制論という研究領域が設定されて半世紀以上たったラビアの『社会統制論』(1954)においても、「この半世紀の間、社会統制の研究者はその概念上の行詰りの打開に明暮れしてきたが、今日でもこの課題についての理解は驚くほど不完全である」<sup>100</sup>とっている。ところで、われわれは前節まで社会統制の概念を最広義に用い、人間行動を規制するあらゆるメカニズムを含みうるものとした。確かに人間には前述の三つの次元の行動が認められるので、人間行動をより確実に理解するためには、各次元で作用する要因のすべてを考察する必要がある。とすれば、社会統制の研究は一つの学問領域に抱摂しうるものではなく、社会学・人類学・心理学・生物学をはじめとする多くの学問からなる莫大な学問体系を必要とする。ブレアリー (H. C. Brearley) の指摘<sup>111</sup>にもあるように、社会統制論がインターディシプリナリーな性格を有することは確かであり必然的でもある。しかし、このようなる莫大な体系を設定すること

が社会統制論にとって有効であるか否かは今後の検討に俟たなければならない。ここではこの点を指摘するにとどめて、この研究領域が最初に設定された社会学に焦点を合せて以下の考察を進める。

社会学において社会統制の研究領域が設けられ総合的な分析が開始されたのは、ギュルヴィッチの指摘するように20世紀のアメリカ社会学においてである<sup>12)</sup>。しかし、社会学はその成立当初からこの問題に無関心なわけではなかった。学説史上一般に社会学の祖といわれているコント (A. Comte) の社会学のなかに、すでに社会統制の諸問題への考察が瞥見される。彼のいわゆる社会静学は社会秩序存立の基盤を論じたもので、そこにみられる宗教・道徳・知識などの分析は社会統制の研究に極めて近接したものと見える。また、初期の社会学においてコントと並び称せられるスペンサー (H. Spencer) は、『社会学原理』の第二巻 (1893) の儀式制度 (ceremonial institution) の項で、統治の原初形態としての儀式的統治 (ceremonial government) を論ずる際にしばしば統制 (control) あるいは儀式的統制 (ceremonial control) なる用語を用いている<sup>13)</sup>。ロスやパークおよびバージェス (R. E. Park and E. W. Burgess) によれば、スペンサーのこの用語法が社会学文献に「統制」ということばの用いられた最初である<sup>14)</sup>。しかし、彼のいう「統制」はしばしば「規制」(regulation) あるいは「拘束」(restraint) と同義的に用いられており、非常に狭義の社会統制の概念であるといえよう。勿論まだ彼の関心は統制という社会過程そのものにあつたのではない。

また、19世紀末葉からおよそ半世紀の間フランスを中心に社会学界に君臨し、現代社会学の始発点をなす者といわれるデュルケーム (É. Durkheim) はどうであろうか。彼は社会学的研究の一般的枠組として社会形態学 (morphologie sociale) ・社会生理学 (physiologie sociale) ・一般社会学 (sociologie générale) の三つの部門を設定し、デュルケーム学派の研究者たちに幅の広い活動領域を与えたのであるが、この第二の部門で宗教・道徳・法・知識・言語・芸術とこれらが社会の諸類型で演ずる役割の研究に従事した。このことは、その後、社会統制の研究に欠くことのできない宗

教社会学・道徳社会学・法社会学・知識社会学・言語社会学・芸術社会学さらには文化人類学という新しい社会学部門の発展に寄与したのである<sup>15)</sup>。他方、社会学の一般理論において、初期のデュルケームは行動様式を規定する社会的メカニズムつまり社会統制を外的拘束 (contrainte extérieure) だけで説明しようとした。しかし、彼はその後、人々の行動を規定するのは、規範に服する個人の道徳的義務感であり、これは外部圧力による単なる外的同調というよりも道徳的義務の自発的受容であるとした。要するに、デュルケームにとって社会の道徳的要請は個人のパーソナリティーの構造的要素の一つであり、社会統制における社会的要請の「内在化」(internalization) の重要性を強調したものと見える<sup>16)</sup>。この点は、後述するクーリー (C. H. Cooley) の社会統制論における「社会化」(socialization) の強調に相通ずるところがある。かくのごとくデュルケームは社会統制というテーマを掲げこしなかったが、社会統制論成立の予備的作業をなしたといえることができる。

このように社会学は、はじめ社会統制に焦点を合わせた研究部門の設定こそしなかったが、その成立の当初からこの問題に無関心ではなかった。19世紀社会学を代表するコント、スペンサー、デュルケームの社会学のなかに、社会統制論の登場を当然予測せしめるような考察が諸処に認められたのである。しかし、彼等は「秩序の社会学」としての限界を多分に有し、社会統制の過程に参加する個人の主体的要因を看過していたといわねばならない。

社会学が社会統制の問題に本格的に取り組み始めたのは、既述のごとく20世紀初頭のアメリカ社会学においてであった。この時期はスモールとヴィンセント (A. W. Small and G. E. Vincent) がその共著『社会研究入門』(1894) のなかではじめて社会統制に触れ<sup>17)</sup>、またロスが『アメリカ社会学雑誌』に「社会統制」と題して1896年から1898年にかけて一連の論文を発表した後である。ロスのこの論文は後に新しく七編の論文を加えて『社会統制—秩序の基礎の研究—』(1901) として出版された<sup>18)</sup>。またこの時期には何らかのかたちで社会統制を扱った多くの著作が発表されている。例

えば、クーリーの『人間性と社会秩序』(1902), 『社会組織論』(1909), 『社会過程論』(1918), サムナー(W. G. Sumner)の『フォークウェイズ(習俗論)』(1907), エルウッド(C. H. Ellwood)の『社会問題』(1915), パークとバージェスの『社会学入門』(1921)などである<sup>20)</sup>。そして、1917年にアメリカ社会学会がこの問題でその紀要<sup>21)</sup>を特集したことによって、社会学におけるこの研究部門の成立をみ、今日に至るまでアメリカを中心に社会的関心の一つの焦点になっている。なかにはパークやバージェスのごとく、すべての社会学的問題はここに帰着するという学者がいるほどである<sup>22)</sup>。しかしながら、概略的にいって、前述のコントやデュルケームの統制論的考察が諸文化事象と社会の諸類型との機能的関係の分析に徹していたのに対して、アメリカの社会学者が力点を置いたのはそれらの実際の活動に対する関係であり、極めて社会工学的色彩の濃いものであった。

しかし、これらの「社会統制」論者の立場は対立しないまでも非常に異なるものであった。この立場の多様性はまさに新しい研究部門誕生の苦しみを示すものであって、社会統制論の確立を云々するにはほど遠いものがあつた。勿論、このことは、社会統制論の歴史の浅いこと、その研究対象たる社会が加速度的に変動し諸々の新しい様相を呈しつつあることを考えれば、当然の事実である。しかし、この時期の研究者のとつた方法および対象がその後の社会統制論に大きな影響を与えた。つまり、彼等はその後の研究に一つの指針を与えると同時に、その方向を大きく限定することにもなつたのである。事実、ウルフ(K. H. Wolff)も指摘<sup>23)</sup>しているように、1940年頃までに発表された多くの研究は、この時期の社会統制論の枠から脱却することができず、学説史上一つのエポックをなしている。この時期に属する研究者は、この問題を中心テーマとした者にかぎっても相当数にのぼるが、以下の考察においては、この時期を代表するロス、クーリー、サムナーの理論を中心に検討する。

それに先立って若干の問題を考察しておきたい。既述のごとく「社会統制」の語の最初の使用は一般にはロスに帰せられているが、彼よりも前にスモールとヴィンセントがその共著『社会研究入

門』(1894)のなかで採用していたのである。彼等は、この著書のなかで、権威の社会的行動に及ぼす影響を論じて、権威を有するリーダーでさえもフォロワーの意思によって大きな影響を受けまた規制されることを明らかにした。その際に「世論の権威に対する反作用が、社会統制の問題を非常にデリケートで難しくしている。」<sup>23)</sup>と述べたのであるが、この附随的な言及が「社会統制」の最初の学問的用法のようである<sup>24)</sup>。かくして採用された「社会統制」も研究者によって多様な意味が附与されており、この不明確性を除くことは本稿の目的の一つである。このことと関連して、ここでいっておかなければならないことがある。それは、「統制」ということばのニュアンスが英語と他のヨーロッパ大陸の言語とで若干異なっていることである。英語の「統制」が一般に権力・力・支配・権威を意味するとすれば、他のヨーロッパの言語では、はるかに少い程度の干渉しか意味しない監督・監視・検閲・検査を意味するにすぎない。このことが研究者の用いる統制概念の多様性を助長しているようである。初期のロス、クーリー、サムナーなどは、母国語である英語の意味よりもヨーロッパ的意味に近い監督・検査あるいは指導の意に用いており、初期のアメリカ社会学におけるヨーロッパ社会学の影響の強さをおもわせる。他方、ギディングス(F. H. Giddings)やヤング(K. Young)<sup>25)</sup>をはじめとする多くのアメリカ社会学者は、英語固有の力・支配・規制という干渉の程度の大きな意味を社会統制に与えた。このことは、ひいては社会統制を人間の行動を刺戟し影響を与えるあらゆる環境的・社会的刺戟という意味に解釈し、社会統制の問題を社会心理学さらには一般心理学の問題に解消しようとする傾向をさえ生み出す結果を招いたのである。この傾向は、ラムリー(F. E. Lumley)の『社会統制の手段』(1925)やバーナード(L. L. Bernard)の『社会統制の社会的側面』(1939)に顕著である<sup>26)</sup>。以上のことは、社会統制論あるいは社会学にかぎらずアメリカの社会科学一般が、ヨーロッパのそれと異なつて、社会の検証というよりもむしろ個人の検証に向う傾向があることと関連して興味ある問題を含んでいるが、ここでは分析を加える暇がない。

本題に戻ってロスの社会統制論を眺めてみよう。彼は社会統制の問題に初めて体系的な社会学的分析を加えた人であり、社会統制論の祖ともいべき存在である。そこで、彼がこの問題を取り上げ、『社会統制論』(1901)を著わすに至った背景を少しく眺めておきたい。実は、ロスの本書誕生の系譜はウォード(L. Ward)の『力学的社会学』(1883)にまで辿ることができる<sup>27)</sup>。ウォードがロスに与えた影響は、二人が姻戚関係にあることも手伝って、研究上の問題にとどまらず人生観や社会観にまで及んでいる。ウォードの社会学は「倫理的社会学」とも呼ばれ社会改革を目的とした。それは、教育による知性の平等化を計ることによって階級対立の解消を企図し、自然的な不平等は認めるが、人為的な不平等を徹廃した機会均等を説く「社会政治」(sociocracy)を主張するものであった。社会諸力を科学的に統制しようとするウォードのこの社会改良主義的实践性は、ロスを当時のポピュリスト運動やフリー・シルバー運動(Free Silver Campaign)へ駆りたてるとともに、彼の社会学理論の根底に横たわっている。この間の事情は二人の間で交された往復書簡<sup>28)</sup>に明らかである。要するに、ロスにおいては、この社会改良主義的实践を裏付ける論理的基盤の一つとして社会統制論が位置づけられており、このことはつぎにみる彼の社会統制の定義にも如実に表われている。

ここでしばらく彼の著『社会統制論』を検討してみよう。彼は序文で社会統制論をつぎのごとく位置づけている。この研究領域は社会学の一分野をなすものであって、彼はこれを社会心理学と呼んだ。ついでこの社会心理学を大別して、社会の個人に対する支配を論ずる社会勢力論(Social Ascendancy)と個人の社会に対する支配を論ずる個人勢力論(Individual Ascendancy)の二部門とし、さらに前者を二分して社会影響論(Social Influence)と社会統制論(Social Control)とした。社会影響論が流行・慣行・慣習・世論などにみられる特定の目的や意図を持たない社会的支配(social domination)を扱うのに対して、社会統制論は意図的で社会生活上欠くことのできない社会的支配を研究するものとしている<sup>29)</sup>。ロスの統制論の視点はかなり浮動しており、ここで結論づけるのは危険であるが、彼の社会統制の概念は、無意識的・

自発的な社会的影響と区別される意図的あるいは目的意識的な社会支配であるといえる。かくて、彼の社会統制論は、本書の副題「秩序の基礎の研究」からも明らかのように、目的意識的な社会的支配が社会秩序の存立に如何に機能するかを問題とした。この点は、後述のサムナーの統制概念と対照をなすところである。ここで留意しなければならないことは、前述の分析図式からもわかるように、社会に対する個人の影響力は個人勢力論の問題として本書の考察の域外においていることである。しかし、彼のいう「支配」は、倫理的規範的優越性および心理学的な意味でのそれ(例えば、圧力・干渉・刺戟など)を含む広義の概念として使用されている。「支配」が後者の純心理学的な意味で用いられる場合、彼の社会統制の概念はいきおい非常に幅の広い領域を包摂するものになる。

第一部「統制の基盤」で、彼は、社会秩序が当時の本能主義の心理学のというような本能的なものでも自発的なものでもなく、社会統制の所産であることを示そうと努めている。しかし、彼もまた、社会の原初的段階にかぎってはあがあるが、自然的秩序の存在を認め、そこにおける「同情」(sympathy)・「社交性」(sociability)・「正義感」(sense of justice)・「憤怒の情」(resentment)という四つの「社会的本能」の作用を説くのである。ところが、人間のこれらの社会的本能在弱体化し、個人的な利害関心がそれに取って代るにつれて、社会はインパーソナルで契約的様相を強め、多種多様の打克ち難い闘争が現われる。そして、この種の自己中心的な行動を社会的本能に代って調整し、個人には安全を、社会には秩序と連続性を確保せしめるのが社会統制であると主張する<sup>30)</sup>。ロスのこの論理は前世紀的な社会進化論を想起せしめるが、社会統制が社会生活に不可欠の要素であるとしたことは真理である。しかし、彼の目的意識的な統制概念と相俟って、社会秩序を社会統制による人為的構成物(a fabric)とする見解<sup>31)</sup>には大いに論議の余地がある。というのは、第一に、社会秩序を支えるものは目的意識的な社会統制に尽きるものではなく、サムナー等の指摘する非意図的な諸文化様式の機能が看過されている。第二に、諸個人の連関を社会統制だけで説明することは、社会を孤立的個人の単なる集合とみる名目論的見解で



あり、ひいては社会的実在を否定することになる。

第二部「統制の手段」は本書の大半を占め、ロスの問題に対する関心の大きさを知ることができる。このことは彼が社会統制の研究に取り組んだ意図、また意図的統制を社会秩序存立の主要因と考えていることからすれば当然のことであった。彼がいう統制の手段とは、世論・法律・信仰・暗示・教育・慣習・宗教・理想・儀式・芸術・啓発・幻影・社会的評価などである<sup>32)</sup>。既にロスの支配の概念に関連して若干触れておいたが、ここには社会的規範的手段と心理的手段とが含まれており、この点からも彼の統制概念が非常に広義に用いられていることがわかる。そして、ともすれば心理的ないし社会心理的手段を重視する傾向があるが、タルド (G. Tarde) の影響のもとに、暗示と模倣の原理が彼の社会心理学の骨格になっている<sup>33)</sup>。しかし、ここで社会統制の研究史上重要なのは、「手段」の概念を明確にしたことと、その多様性を主張し多面的な考察を行ったことである。換言すれば、諸統制手段は独立的に作用するのではなく、統合された相互補完的な関係にあり、またこの統合体 (社会統制の体系) は社会の類型によって変化することを示唆した点である<sup>34)</sup>。この第二部は統制の手段という研究課題を確立し、その後ラムリーやクラーク (J. M. Clark) をはじめとする多くの研究者に受け継がれた<sup>35)</sup>。

第三部「統制の体系」では、まづ階級統制 (class control) を論じ、これは一部の階級の利益のためのものであって、社会統制とは区別されなければならないことを随所で強調する。ロスによれば、社会統制は「公正な倫理感情と機敏な社会政策に基づく真の社会化の機関である」のに比し、階級統制は「利己的政策に基づく奴隷化の機関であり……冷酷なエゴイズムを伴う」<sup>36)</sup>のである。この論述は、彼が目的意識的統制という場合の「目的」の何たるかを理解する手助となる。しかし、第三部の中心をなすのは「統制の体系」と題された一章で、われわれにとって最も示唆的な考察である。ロスは第二部で、諸々の統制手段は独立的に作用するものではなく、社会の各類型において相互補完的な統合体を形成することを示唆していたが、ここでさらに明確にして「体系」(system)の概念を設定したのである<sup>37)</sup>。社会統制論にこの「体系」

の概念を導入したことは、その後の統制の研究において、統制の手段の問題にかぎらず、多くの社会・文化的要因を総合的に研究する緒になった。例えば、社会統制を論じた最近の研究者の一人であるギュルヴィッチもこの点を高く評価しており<sup>38)</sup>、彼の社会統制の分析図式がロスの「体系」の概念から多くの示唆を受けていることは明らかである。ギュルヴィッチのいう統制体系の概念は、「統制の種類」(kinds)・「統制の媒体」(agents)・「統制の手段」(means)・「統制の形態」(forms)から成り立っており、統制体系の実態はこの四つの要素のさまざまな組み合わせとして説明され、論理的にはこの組み合わせは非常に多くのものが考えられる。また、この組み合わせつまり統制体系は社会の類型によって異なり、それぞれ固有のものであることを強調する<sup>39)</sup>。彼のいう統制の四要素については機会を改めて論じたいが、要するに彼の統制手段とロスのそれとは同じではない。ギュルヴィッチの観点からいえば、ロスのいう法律・教育・慣習・宗教・芸術などは統制の種類として分類すべきものであって、ロスにおいては種類と手段とが混同されており、社会統制のプロセスの認識が不十分であったということになる。

以上がロスの統制論の概観である。彼が第一部で展開した基礎理論は、今日では、彼の立脚した本能論の仮説の崩壊と共に崩れ去ったといわざるをえない。しかし、第二部の統制の手段ないしは種類に関する論及は多くの真理を含み、今日まで数多くの研究者に受け継がれてきている。また第三部における統制体系の概念の提示がその後の社会統制論に多くの課題を示唆し、この分野の発展に大きく貢献したことは今述べたとおりである。つぎに、ロスの統制論に欠けている問題点を指摘し、彼同様その成立に貢献したサムナーに目を移してみよう。

サムナーの著者のうちここで挙ぐべきは、「社会学者の旧約聖書」とも呼ばれる『フォークウェイズ—慣行・作法・慣習・モレス(習律)および道徳の有する社会学的重要性の研究—』(1907)である。彼はここで社会統制を附随的に論じているにすぎないが、多くの例証を用いてフォークウェイズ (folkways) やモレス (mores) およびその他の社会制度が人々の行動を規制する様態を明らかに



し、社会統制の研究に多大の影響を及ぼした。この点に関して、社会統制論においては、社会行動の理解のためにはフォークウェイズやモレスの分析を不可欠とするサムナーの基本的立場が無視されてきている<sup>40)</sup>というホリングスヘッド (A. B. Hollingshead) の見解には疑問がある。ユーバンク (E. E. Eubank) は、社会学の諸概念を包括的に分析したなかで、ほとんどの社会学者が流行・世論・制度と並んでフォークウェイズとモレスを社会統制の概念に取り入れていることを指摘している<sup>41)</sup>。また、レマート (E. M. Lemert) も、「フォークウェイズ・モレス・法律・制度およびその他の集団慣行は、社会統制論の中心課題である」<sup>42)</sup>と述べている。われわれも、社会統制論がフォークウェイズやモレスの問題に尽きるとはいわないまでも、この問題が重要な中心課題の一つであると考える。以下の考察でこの点を明らかにすると共に、サムナーの理論に含まれる問題点を検討しておきたい。

彼の社会統制論への貢献の第一として挙げられる点は、ロスが社会統制を目的意識的活動に限ったのに対して、それを補足するかのように、結晶化され標準化された諸種の伝統的様式による非意図的活動をも含むものとし、人間行動の立脚する広大な基盤をより明確にしたことである。この意味で、サムナーは、未開人のごとく幽霊やデーモンあるいは呪術的行動を信ぜず、科学的・合理的知識によってのみ導かれるという当時の西欧の学者に支配的であったプロビンシャルイズムの迷蒙を醒すという功績を担ったのである。

ここで彼の理論の中心概念であるフォークウェイズとモレスを明らかにしておこう。サムナーによれば、人類には思考に先立って初めに行動があった。その最初の経験は欲求 (need) であり、その充足のために試行錯誤に基づく行動が繰り返されてきたのである。この反復の過程で、標準化された一定の傾向あるいはチャンネルを形成する。これは個人的にみれば習慣であり、集合的にみれば慣習である。そして一度形成された様式は、個人にとっては社会力 (societal force) としてある程度普遍的・統一的・命令的存在となる。これがフォークウェイズである。かくして形成されたフォークウェイズは、人間の合理性を欠く無意識的な

活動に内在する自然力 (natural forces) の所産である。他方、行動に対する知的内省が生じ、人類の社会福祉への確信つまり哲学的・倫理的要素が加わると、フォークウェイズはモレスに転化する。このモレスは生活の科学や技術の根源であり、制度や法律はその所産である<sup>43)</sup>。かくて、彼が社会行動の根源を人間の無意識的な活動に求めたことは明らかであろう。がまた、ここに、19世紀の自然法の観念とのかかなりの類似性が瞥見され、彼の理論が「自然主義的統制論」<sup>44)</sup>といわれる所以がある。

彼はまたフォークウェイズは伝統・模倣・権威によって継承・伝播されるとし、そこにおける例外や変容を認めようとしない。新しい状況に直面して生ずる変化も限られた範囲内のもので、合理的な内省や目的によるものではないと主張している<sup>45)</sup>。モレスについても、個人意識への投射 (introjection) による自動的な強制とみなし、学習・伝播の社会心理学的プロセスの分析が不充分である。さらに、サムナーのこの見解は、ギェルヴィッチの指摘にもあるように、その後の若干の研究者に、あらゆる社会統制を慣習的慣行および伝統的様式に帰せしめるといふ社会的保守主義の危険な傾向を生ぜしめた。つまり、「表象の不断の更新、価値への熱望、理想の創造、改革、反抗および革命」などを社会統制の本質的要素から排除する結果を招いたのである<sup>46)</sup>。

しかしながら、サムナーには社会集団の多様性についての認識があった。彼によれば、「社会の各々の階級ないし集団は固有のモレスを有する。このことは、地位、職業、産業階層、宗教や哲学の諸派およびその他の下位集団について然りである。」また成員の多集団所属の事実から「全体社会に共通なモレスも存在する」と述べている<sup>47)</sup>。サムナーにとっては、この多種多様な社会集団に固有の社会・文化的形態とそれが行動の規制に及ぼす影響を明らかにすることが、この莫大な資料からなる『フォークウェイズ』の主要な目的だったといえる。われわれの観点からすれば、彼は、この多様な社会・文化的形態の如何が社会統制の作用方向を決定する重要な要素であることを指摘したのである。彼のことは借りれば、「モレスは何事をも『正しい』としうるし、如何なる有罪を

も拒否しうるのである」<sup>48)</sup>。従って、彼が本書で提示した「内集団」(in-group)と「外集団」(out-group)の概念<sup>49)</sup>もこのコンテキストのもとで理解されなければならない。また、以上のことがロズの統制論にその端緒をみた「統制体系」の概念の発展に貢献したことは論を俟たない。

これまでのサムナーの概観から、ホリングスヘッドの否定的な見解にもかかわらず、彼が社会統制の重要な側面(無意図的な統制文化の重要性)を指摘し、その分析のための概念用具を発展させ、社会統制論の成立に大きな役割を果たしたことは明らかである。つぎに、クーリーに移ろう。

クーリーの三部作『人間性と社会秩序』、『社会組織論』、『社会過程論』は、今日の社会学の発展に寄与し、彼に社会学史上不動の地位を占めさせた。このうち彼が社会統制を直接のテーマとしたのは最後の著書であるが、はじめからこの問題に携わっており、彼の社会統制論の骨格は前の二著作に示されているといっても過言ではない。そこで、彼の社会学の一般理論から考察を始める。

クーリーは、いわゆる「社会化」に関する理論を構築した。このことについては既述のデュルケームの理論にその萌芽をみたが、クーリーのそれは、彼のいう「鏡に映った自己」(looking-glass self)と「第一次集団」(primary group)に関する論述のなかに端的に表われている。前者は『人間性と社会秩序』のなかで表明されたもので、社会的参与による自我の形成の分析を通じて、個人がパーソナリティーを獲得するプロセスに論じたものである。彼によれば、人々の自我像は集団生活における他者の評価や期待を通して形成されるのであり、このような社会的自己(social self)を「内省的あるいは鏡に映った自己」と呼ぶ。従って、彼のいうパーソナリティーは、過去の経験に根ざし、また社会的条件によって変化しうるものである<sup>50)</sup>。かくして、クーリーは、個人と社会とを並置するこれまでの考え方に反対して、両者の不可分性ないしは相互補足性(いわゆる視界の相互性 reciprocity of perspectives)を強調した。そして、「良心の社会的起源」を主張して、人々の道徳性が所属する社会構造の類型によって決定されることを明らかにした。換言すれば、人々の行動の大部分は、集団への参与によって発達せしめら

れた良心つまり彼のいう「集団の声」(the "voice" of the group)によって統制されるとしたのである<sup>51)</sup>。この主張は、ミード(G. H. Mead)やピアージェ(J. Piaget)の類似の主張<sup>52)</sup>と相俟って、社会統制における社会化の問題に人々の関心を集中せしめる契機となった。しかし他方では、個人のパーソナリティーあるいは道徳性の社会的要因を強調するあまり、個人の主体的要因を軽視することになって、ロング(D. H. Wrong)の指摘するごとく、その後の社会学に「過度に社会化された人間概念」(oversocialized conception of man)<sup>53)</sup>を蔓延らせる契機ともなったことを忘れてはならない。

「第一次集団」は、第二の著書『社会組織論』で明らかにされた集団の分類概念である。彼によれば、第一次集団とは、親密な面接的接触(face-to-face association)をその特徴とするものであって、家族・遊戯集団・近隣集団にその例をみる小規模でインフォーマルな社会集団を指す<sup>54)</sup>。また彼が「この集団は、個人の社会的性格や社会的理想を形成するに根本的な存在である」という意味で「第一次的」である<sup>55)</sup>と述べているのは、この集団類型が上述のパーソナリティーの形成(社会化)の中心的な場(媒体)であることを指摘したものである。この点は、今日の心理学や社会心理学において、無意識的相互作用が行動決定の重要な要因であること、またパーソナリティーの形成にとって幼児期が重要な意味を持つことが強調されている事実からみて、はやくもこの点を指摘したクーリーの功績は高く評価されてよい。また、彼のこの概念提起は、われわれの観点からみてもう一つの重要な意味を持っている。つまり、意図的・集中的・フォーマルな統制よりも、むしろ非意図的・分散的・インフォーマルな統制形態である日常的な相互作用に社会統制の大きな効果を認め、この問題の重要な一側面を発見したことである。当時の社会学界には、近代社会の特異性が固く信じられ、フォーマルで合理的な大集団や組織がインフォーマルな小集団にとって代って生活領域の全体を占め、インパーソナルな人間関係が支配的であるという抜き難い風潮があった。これには、テンニェス(F. Tönnies)のゲマインシャフト(Gemeinschaft)とゲゼルシャフト(Gesellschaft),

マッキーバー (R. M. MacIver) のコミュニティ (community) とアソシエーション (association) という社会類型論の影響が考えられる。彼等はこの社会の二類型をモデル (理想型) として設定したにもかかわらず、社会的現実と誤解して受取られる傾向を示したのである。このような背景を考えれば、クーリーが「第一次集団」を指摘した意義は大きく、ラピアは「近代社会における第一次集団の再発見は……社会統制の研究における革命を意味する」<sup>56)</sup> との賛辞を呈しているほどである。このことは、彼の社会化の理論と相俟って、社会統制論の一時期を画するロス学派やサムナー学派と並んで、フェアリス (E. Faris), ロイター (E. B. Reuter), ランディス (P. H. Landis), ラピアなどのクーリー学派といわれる一派を生ぜしめた<sup>57)</sup>。また今日のマンハイム (K. Mannheim) の直接的統制を重視する研究、ホマンズ (G. C. Homans) の小集団における統制を重視する研究<sup>58)</sup>への系譜をも辿ることができる。しかし、クーリーおよびその一派の研究者は、文化を統制の有力な範型 (powerful matrix of control) としながらも、その主要関心はパーソナリティーの獲得 (社会化のプロセス) にあり、組織的実在としてのその構造や機能の分析が軽視される嫌が多分にある。

以上はクーリーの統制論の主要な論点を成すものであるが、読者にはインフォーマルな統制形態への偏重の観を与えたかも知れない。しかし、彼はこの種の統制を体系的な分析図式のなかに位置づけしており、他の側面を無視したわけではない。彼は『社会過程論』のなかで、社会統制の概念にロスのごとく目的意識的活動のみを含めるのか、あるいはサムナーのごとく非意図的活動をも含めるのかという問題に対して、「無意識的ないし暗示的統制」と「意識的ないし明示的統制」という二類型を設定することによってこの問題を克服している。前者は既述のところから明白であるが、後者について、彼は「合理的統制」を挙げる。彼によれば、合理的統制とは、人間の活動を知性に委ねることによって、社会的理想あるいは人類の福祉を目指して行われるべきものである<sup>59)</sup>。この二分法はその後広く受け容れられ、名称こそ異なるが本質的な点で一致する形式的と非形成的、組織的と無組織的、制度的と非制度的、表象的と直接

的といった識別法が行われた。このような諸類型を導いたことは、その名称から明らかなように、各類型の統制と結びつく社会・文化構造の分析へと目を向けさせたのである。

クーリーのこの見解は、視点をかえれば、つぎのような問題への解答でもある。すなわち、社会統制は、ホップズやロスのいうごとく個人あるいは集団間の闘争を解決するという問題に帰するのか、あるいはサムナーのいうごとく現存の秩序を支持する「維持のモレス」 (mores of maintenance)<sup>60)</sup> の問題に帰するのかということである。これに対するクーリーの解答は、ギュルヴィッチの指摘するごとく<sup>61)</sup>、社会過程はそれ自体社会的理想の生起であり評価の過程であって、社会統制の基礎には集団の価値および理想が結晶化された形態で表現されているのである。つまり、クーリーにとっては、社会統制は社会が組織と創造というそれ自身の過程を自己統制することである。ここにおいては、秩序と創造 (変動) とは分離されることはないのである。

以上を要約すれば、クーリーが社会統制論の成立に貢献した点は、(1)社会統制の重要な側面である社会化あるいは規範の内在化のプロセスを明示したこと、(2)第一次集団というインフォーマルな統制の媒体の重要性を指摘したこと、(3)意識的あるいは明示的統制と無意識的あるいは暗示的統制という類型を設定してロスやサムナーの統制概念を超越すると共に、社会統制を単なる秩序の支持物とせず、そこに自発性および創造性の原理を導入したことである。

#### (IV)

以上われわれは社会統制論成立の経緯を辿ってきたが、その論点を整理しておこう。

(一) まず、われわれは社会統制論成立の前史をなすものとして、中世神学思想・王権神授説・社会契約説・自由放任主義思想にみられる行動論を概観し、そこに共通した二つの問題点を認めた。その一は、社会統制の作用源もしくは主体をある一元的な要因に求め、それが人間行動のあらゆる側面を統制するという見解である。われわれは、これらの理論を一元的統制論もしくは社会統制決定論と呼んだ。その二は、そのおのおのがその時代

の支配的な政治あるいは経済体制に即応し、それを支える理論であったことである。そして、われわれはそこでは事実判断と価値評価の癒着に問題があることを指摘しておいた。

(二) ついで、社会名目論的見解の盛行につれて現われた、個人の存在に焦点をあてたアプローチに目を向け、本能論的心理学と精神分析学とを検討した。ここでも、われわれは、その科学的妥当性の問題はともかく、人間行動を規定する生物・心理的次元の重要性を指摘したことには賛同しながらも、やはり社会統制決定論といわざるをえなかった。

(三) 第三節では、社会統制の社会学的研究に論点を合わせ、学説史を中心に検討した。社会学はその成立の当初からこの問題に無関心ではなく、コント、スペンサー、デュルケームの諸説にその萌芽を認めることができた。しかし、われわれは社会統制論の成立をロス、サムナー、クーリーの研究に求め、彼等の主張する統制概念と分析図式の検討を通して、社会統制論の輪郭を明示することに努めた。これを要約すると以下の四点に整理されよう。

(1) まず、社会統制の概念は、ロスのごとく目的意識的活動のみを含むのか、それともサムナーのごとく非意図的活動をも含むのかという問題である。これは、両者の立場を折衷するときクーリーの「無意識的あるいは暗示的統制」と「意識的あるいは明示的統制」という二類型の設定によって克服された。

(2) 最初の問題と関連して、社会統制は、ロスあるいはホッブズのごとく個人や集団間の闘争解決に帰するのか、それともサムナーのごとく現存秩序を支持する「維持のモレス」に帰するのかという問題、さらに一步進めていけば、「進歩の機関」かそれとも「秩序の機関」かという問題である。われわれは、この問題に対する解答もまたクーリーに見出したのである。つまり、社会統制は社会が組織と創造というそれ自身の過程を自己統制することであり、ここでは秩序と創造(変動)とは分離されることはないのである。

(3) ロスの統制論で示唆された「統制の体系」の概念は、サムナーによる「内集団」・「外集団」と諸集団に「固有のモレス」の指摘、さらにクーリ

ーによる「第一次集団」とインフォーマルな統制形態の指摘を加えて、多元的統制論の端緒となった。換言すれば、今日でもなお混同されがちな社会統制の四要素つまり「統制の種類」、「統制の媒体」、「統制の手段」、「統制の形態」の識別とその多様性を認識する端緒となったのである。

(4) 最後に、クーリーの「鏡に映った自己」および「第一次集団」の論述にみた「社会化」の問題である。ここでは、社会的価値や規範の、個人への内在化に関する正しい認識が、社会統制の研究に不可欠であることを明らかにした。

しかし、以上のことが社会統制論を結論づけるものでないことを断っておかなければならない。本稿は社会統制論の成立に焦点を合わせて考察したものであり、ここでその総てを云々することは危険である。その後、この研究領域も、社会学をはじめとする諸学の理論的整備や新しい資料の提示に伴い、より精巧なものへと発展した。この意味で、成立当初の統制論は、本稿で指摘した以外にも多くの問題点や課題を孕んでいる。しかし、如何なる学問においても、その成立時点における意図や背景および方法論を正しく認識することの重要性はいうまでもなく、冒頭で述べた理由と相俟って、本稿での考察の意義を確信するものである。

#### (注)

- 1) 拙稿「社会的調整と規範的集合意識」、大阪大学文学会「待兼山論叢」、第一巻(1967)、83-99頁参照。
- 2) Gurvitch, G., "Social Control", in G. Gurvitch and W. E. Moore (ed.), 'Twentieth Century Sociology', 1945, p. 285, 青沼吉松訳「社会統制」(誠信書房), 1959, 24頁。
- 3) Stern, B. J. (ed.), "The Ward-Ross Correspondence", American Sociological Review, vol. 3 (1932), pp. 362-401.
- 4) Gurvitch, G., "La Vacation actuelle de la Sociologie", Tome I°, 1957 (2° edition), p. 1.
- 5) 樺 俊雄・阿閉吉男編著「社会学通論」(同文館), 1950, 14-15頁。
- 6) LaPiere, R. T., "A Theory of Social Control", 1954, p. 4.
- 7) 樺 俊雄・阿閉吉男, 前掲書, 16-17頁。
- 8) LaPiere, R. T., op. cit., p. 7.
- 9) Cf. McDougall, W., "An Introduction to Social

- Psychology, 1908, 宮崎市八訳「社会心理学概論」(アテネ書院), 1925.
- 10) LaPiere, R. T., op. cit., p. 3. cf. Park, R. E. and E. R. Burgess, "Introduction to the Science of Sociology" 1921, pp. 785-787. Lumley, F. E., "Means of Social Control", 1925, p. 12. Wolff, K. H., "Social Control", in J. S. Roucek (ed.), "Contemporary Sociology", 1958, pp. 113-114.
  - 11) Brearley, H. C., "The Nature of Social Control" in J. S. Roucek (ed.), 'Social Control', 1965 (2nd edition), pp. 6-7.
  - 12) Gurvitch, G., "Social Control", p. 267. 同訳, 1頁。
  - 13) Spencer, H., "The Principles of Sociology", II, 1893, pp. 3-6.
  - 14) Ross, E. A., "Social Control", 1904 (reprint) p. 247, Park, R. E. and E. W. Burgess, op. cit., pp. 805-807.
  - 15) この点に関して, われわれは, 社会統制論を宗教社会学・道徳社会学・法社会学・知識社会学・言語社会学・芸術社会学・文化人類学などの単なる一般的名称として用いているのではないことを断っておかなければならない。確かに, 社会統制論は, これら文化社会学の諸部門とその対象を共有するが, 分析の観点と方法の点で識別さるべきものである。cf. Gurvitch, G., op. cit., pp. 292-293. 同訳, 32-34頁。
  - 16) Cf. Durkheim, É., "Les règles de la méthode sociologique", 1967 (16° edition), 田辺寿利訳「社会学的方法の基準」(創元社), 1952, 田辺寿利訳編「社会学と哲学」(創元社), 1952, Coser, L. A. and B. Rosenberg (ed.), Sociological Theory, 1964 (2nd edition), pp. 87-88.
  - 17) Small, A. W. and G. E. Vincent, "An Introduction to the Study of Society", 1894, p. 328.
  - 18) Cf. Ross, E. A., "Social Control", American Journal of Sociology, vols. 1-3 (1896-1898), "Social Control—A survey of the foundations of order—", 1901.
  - 19) Cf. Cooley, C. H., "Human Nature and The Social Order", 1902, "Social Organization", 1909, "Social Process", 1918, Sumner, W. G., "Folkways", 1907, Ellwood, C. H., "The Social Problem.", 1915, Park, R. E. and E. W. Burgess, op. cit.
  - 20) Cf. American Sociological Society, "Proceeding", vol. 12 (1917).
  - 21) Park, R. E. and E. W. Burgess, op. cit., p. 785.
  - 22) Wolff, K. H., op. cit., p. 110.
  - 23) Small, A. W. and G. E. Vincent, op. cit., p. 328.
  - 24) Hollingshead, A. B., "The Concept of Social Control", American Sociological Review, vol. 6 (1941), p. 217.
  - 25) Cf. Giddings, F. H., "Studies in the Theory of Human Society", 1922, pp. 200 ff., Young, K., "Introductory Sociology", 1934, pp. 520 ff.
  - 26) Gurvitch, G., op. cit., pp. 269-270. 同訳, 3-4頁。cf. Lumley, F. E., op. cit., Bernard, L. L., "Social Control in its Sociological Aspects", 1939.
  - 27) Cf. Ward, L., "Dynamic Sociology", 2 vols, 1883.
  - 28) Stern, B. J., op. cit., pp. 362-401.
  - 29) Ross, E. A., op. cit. 1904 (reprint), Preface, pp. vii-ix.
  - 30) Ibid., ch. 2-6, pp. 7-48.
  - 31) Ibid., p. 5.
  - 32) Ibid., ch. 10-24, pp. 89-337.
  - 33) Cf. Nett, R., "Conformity-Deviation and The Social Control Concept", Ethics, vol. 64 (1953), p. 38.
  - 34) Ross, E. A., op. cit., p. 321.
  - 35) Cf. Lumley, F. E., op. cit., Clark, J. M., "Social Control of Business", 1929.
  - 36) Ross, E. A., op. cit., p. 383.
  - 37) Ibid., ch. 30, pp. 411-416.
  - 38) Gurvitch, G., op. cit., pp. 272-273. 同訳, 7-8頁。
  - 39) Ibid., pp. 291-295. 同訳, 31-37頁。
  - 40) Hollingshead, A. B., op. cit. pp. 217-218, 219.
  - 41) Eubank, E. E., "The Concepts of Sociology", 1932, p. 221.
  - 42) Lemert, E. M., "The Folkways and Social Control", American Sociological Review, vol. 7 (1942), p. 394.
  - 43) Sumner, W. G., "Folkways—A study of the sociological importance of usages, manners, customs, mores and morals—", 1959 (reprint), pp. 2-4, 30, 55-57, 58-60.
  - 44) Nett, B., op. cit., pp. 38-39.
  - 45) Sumner, W. G., op. cit., p. 2.
  - 46) Gurvitch, G., op. cit., p. 274. 同訳, 10頁。
  - 47) Sumner, W. G., op. cit., p. 13.
  - 48) Ibid., p. 521.
  - 49) Ibid., pp. 12-13, 116, 143-148, 263, 331, 333-334, 496-500.
  - 50) Cooley, C. H., "Human Nature and The Social

- Order”, 1967 (reprint), ch. 5, especially, pp. 358, 391-393.
- 51) Ibid., ch. 10, especially, pp. 358, 391-392.
- 52) Cf. Mead, G. H., “Mind, Self and Society”, 1934, pp. 173-178. Piaget, J., “The Moral Judgment of the Child”, 1951 (reprint), pp. 401-411.
- 53) Wrong, D. H., “The Oversocialized Conception of Man in Modern Sociology”, *American Sociological Review*, vol. 26 (1961), pp. 183-193.
- 54) Cooley, C. H., “Social Organization”, 1967 (reprint), pp. 23-31, especially, p. 23.
- 55) Ibid., p. 23.
- 56) LaPiere, R. T., p. 23.
- 57) Cf. Faris, E., “The Nature of Human Nature”, 1937, Reuter, E. B., “Some Observations on the Status of Social Psychology”, *American Journal of Sociology*, vol. 46 (1940), pp. 293-304, Landis, P. H., “Social Control” 1939, LaPiere, R. T., op. cit.
- 58) Cf. Mannheim, K., “Man and Society in an Age of Reconstruction”, 1966 (reprint), Part V, especially, pp. 244-285, 福武直訳「変革における人間と社会」(みすず書房), 1967, 第五部, 特に332-345頁。Homans, G. C., “Human Group”, 1965 (reprint), ch. 11, pp. 281-312.
- 59) Cooley, C. H., “Social Process”, 1966 (reprint), ch. 19, 23, 32, especially p. 382.
- 60) Ibid., p. 47.
- 61) Gurvitch, G., op. cit., pp. 275-276, 同訳, 11-12頁。  
(1970年4月17日脱稿)